

東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科教務委員会規程

(設 置)

第1条 東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科における、教育の質的向上を図るとともに、教育全般についての企画・運営・実施及び学生の教育支援を行うために、和歌山看護学研究科教務委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 履修規程に関する事項
- (3) 単位の認定・付与に関する事項
- (4) 学生の教育支援に関する事項
- (5) その他、教務に関する事項

(構 成)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学研究科教授会において任命する研究科担当専任教員。
- (2) 和歌山事務部長又は和歌山事務部長補佐
- (3) 研究科長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事 務)

第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。